

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和3年4月1日～令和3年4月30日分)

令和3年5月26日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	<p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査の実施期間等の変更 児童等に対する健康診断の実施時期の延長<sup>(注)</sup>に伴い、調査対象期間(基準となる期間)及び調査の実施期間について、例年は4月1日～6月30日であるところ、令和3年度に限り、令和3年4月1日～令和4年3月31日に延長</p> <p>(注)児童等に対する健康診断については、本来であれば、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項及び学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第5条第1項に基づいて、毎年度6月30日までに実施する必要がある。 しかし、令和3年度においては、一般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、文部科学省が、「6月30日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する」旨を関係各所に通知している。</p> <p>② 調査結果の公表期日の変更 例年、調査年度の12月に速報、翌年の3月に確報を公表しているところ、令和3年度に限り、速報を翌年(令和4年)の7月に、確報を同年11月に繰下げ</p>	R3.4.6

<p>経済センサスー活動調査</p>	<p>総務大臣 経済産業大臣</p>	<p>令和3年調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 災害や感染症等の発生により、調査員による調査票の回収が困難となる場合を想定して、地域の実情に応じ、市町村の判断により、郵送による回収を可能とするよう変更</p>	<p>R3.4.22</p>
--------------------	------------------------	---	----------------

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。